

令和2年2月 岩手県教育委員会定例会 会議録

1 開催日時

開会 令和2年2月12日(水) 午後2時00分

閉会 令和2年2月12日(水) 午後2時45分

2 開催場所

県庁10階 教育委員室

3 教育長及び出席委員

佐藤 博 教育長

小平 忠孝 委員

芳沢 荃子 委員

畠山 将樹 委員

新妻 二男 委員

宇部 容子 委員

4 説明等のため出席した職員

佐藤教育次長兼教育企画室長、梅津教育次長

大畑教育企画推進監、山本予算財務課長、新田学校施設課長、山村教職員課総括課長、金野小中学校人事課長、高橋県立学校人事課長、木村学校調整課総括課長、藤澤特命参事兼高校改革課長、橋場生徒指導課長、軍司産業・復興教育課長、小久保学校教育課総括課長、小野寺義務教育課長、高橋特別支援教育課長、清川保健体育課総括課長、佐藤生涯学習文化財課総括課長

教育企画室：浅沼主任主査、佐々木主事（記録）

5 会議の概要

第1 会期決定の件

本日一日と決定

〔議案〕

第2 議案第31号 岩手県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（生涯学習文化財課）

第3 議案第32号 岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（学校調整課）
別添議案により説明

畠山委員：岩手県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第10条について、教育委員会は、協議会の運営状況についての的確に把握、指導及び助言するとありますが、どのような方法で把握しようとするのでしょうか。

また、10条の2項において、教育委員会及び校長は、協議会が必要な情報を提供するように努めるとありますが、どのような場面において、またどのような方法で行うのか想定しているのでしょうか。

佐藤生涯学習文化財課総括課長：1点目について、現時点において県内の県立学校では協議会を設置した実績がありませんので、現時点においては、来年度以降積極的に学校運営協議会制度に移行できるような環境づくりをすることが最大の目的です。そのような状況ですので、来年度の早期には、状況の把握は困難なことではないと思います。一方で、全ての学校に設置された場合には、連絡協議会のような組織を設置して状況把握に努めることも、現段階では有力な手立てではないかと考えています。現在は、県立学校と並行して小学校、中学校及び義務教育学校でも協議会の設置を進めております。このことについても県立学校の場合と同様の状況であると認識していることから、こちらについても、連絡協議会のような組織の設置が必要ではないかと考えています。

2点目について、例えば規則第8条において、職員の任用に関する意見は、必ず校長を経由すると明記していますが、意見を述べていただく場合においては、必要十分な情報を取り寄せ、その情

報を踏まえて協議・検討いただくことが重要な条件であると考えていますので、適宜情報提供する姿勢は必要だと考えています。

畠山委員：外部の立場からすると、助言や情報提供は非常に重要であり、それによって協議会における可能なことや不可能なことが大きく変わってくるように思います。規則第10条について、大変な作業になるかもしれませんが、助言や情報提供はぜひ行っていただきたいと思いました。

佐藤生涯学習文化財課総括課長：御指摘のとおり、それぞれの学校運営協議会においては、共通して取り組んだ方が良いもの、あるいはお互いの特色として尊重しあい、それをお互いが学ぶことで全体の質を向上させるものであると考えていますので、しっかり取り組んでいきたいと思います。

新妻委員：先ほど説明いただいた評議員制度の中に機能を取り込むことは、組織的に複雑な形を取らず、極めて単純化されたうえで学校運営に寄与するものであるもので、そのようなスタイルは非常に良いものであると考えています。

義務教育学校では市町村が協議会を設置し、原則として一つの学校に一つとありますが、地域の実情等を鑑みると、複数校で一つの協議会を設置することも場合によってはあり得るということになっています。県立学校においては、現段階ではそれぞれの学校ごとに協議会を設置するものであるという解釈でよろしいでしょうか。

佐藤生涯学習文化財課総括課長：現段階では御指摘のとおりに考えていますが、いわゆる都市部の高等学校と一市町村に一校の県立学校という状況の場合では、状況に幅があるという実情から、そのことについては、取り組みながら考えていきたい一つのテーマであると考えています。

新妻委員：一つの学校につき一つの協議会を設置するという原則は良いと思いますが、将来的には学校規模等の問題もあるので、複数校のうち、特に学区が重なり合うような学校については、場合によっては複数校で一つの協議会を設置することも考える必要があるように思います。その可能性を排除しているわけではないようですので、将来的にはそのようなことも含みうるということも改めて考える必要があるのではないのでしょうか。

佐藤生涯学習文化財課総括課長：参考ではありますが、小・中・義務教育学校で設置を進める中で、例えば中学校の学区を想定し、そこに通学することとなる複数の小学校で協議会を一つにまとめることが出来るという運用がされています。その大きな方法としては、分科会という形にして学校ごとの括りとし、学校ごとの細部の対応を考えるという形にしているという事例もあるようです。そのような事例も参考としたいと考えています。

原案どおり決定

第4 議案第33号 岩手県立美術館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて（生涯学習文化財課）

別添議案により説明

小平委員：新委員のうち、学校関係者は校長会からの推薦であると思います。そのうち2名は3月末で定年退職を迎えますが、1ヶ月だけ委員を務めることとなるのでしょうか。

佐藤生涯学習文化財課総括課長：御指摘のとおりです。学校教育関係者は定年があり、当該年度に定年退職する場合には、その年度いっぱい務めていただきます。新年度になって当該委員が退職している場合には、欠員ということで、改めて残任期間を務めていただく後任者を選定することとなります。したがって、今回も4月に欠員に対する対応を講じていくこととなります。この取り扱いは、他の協議会でも同様としています。

原案どおり決定

議案第34号以降については、非公開とする議決がなされた。

第5 議案第34号 行政文書部分開示決定の審査請求に係る裁決に関し議決を求めることについて（教育企画室）

別添議案により説明

原案どおり決定

- 第6 議案第35号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて（教職員課）
別添議案のとおり説明

原案どおり決定

〔減給1月 生徒に対する体罰及び不適切な言動 30歳代 男性 中学校 教諭 盛岡教育事務所管内〕

- 第7 議案第36号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて（教職員課）
別添議案のとおり説明

原案どおり決定

〔減給3月 横断歩行者等妨害等（軽傷事故） 救護義務違反 25歳 女性 小学校 教諭 盛岡教育事務所管内〕

- 第8 議案第37号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて（教職員課）
別添議案のとおり説明

原案通り決定

〔戒告 不適切な事務処理 男性 中学校 事務職 県北教育事務所管内〕

会議結果の公表は、教育長に一任することとして議決された。